

ウクライナ避難民に対する対応状況について

ロシアによるウクライナ侵攻により避難しているウクライナ避難民(以下「避難民」という。)に対し、区が現在、行っている対応等について報告する。

1 避難民に対する対応

現在、区内には6名の避難民が住民登録をしており、国や都と連絡を取りながら避難民の必要に応じた支援を行っている。

2 区が実施する支援

(1) ワンストップ相談窓口の設置

避難民の相談内容に応じて必要な情報の提供を行うほか、国や都などの相談窓口や区の各窓口へ案内している。また、国や都などにおける支援状況を把握し、新たな支援情報について避難民本人またはその支援者に対し、メールや郵送等により周知している。

(2) 翻訳機の提供

ウクライナ大使館と協力し、大使館が提供している翻訳機について、区の窓口においても提供できるよう機器を借り受け、希望する避難民に提供している。

(3) 生活支援一時金の支給

区在住の避難民に対し、一人あたり10万円を支給する。

3 中野区国際交流協会が実施する支援

(1) 日本語学習支援

国際交流協会が実施している日本語学習講座を無料で提供している。

(2) 交流・コミュニティ形成支援

区内在住外国人との交流のきっかけとなる事業へ招待する。

【参考】他の機関・団体が実施する支援

・国の支援

原則、身元引受先がない避難民に対し、生活費の支給、住居の提供、その他生活相談などを支援

- ・ 都の支援

都営住居の提供、生活物資の無償提供、その他就労などを支援

- ・ その他の団体の支援

身元保証人の申請により、避難民の渡航費、生活費等について支援金を支給（日本財団が実施）